

令和6年度プラスチック資源循環・食品ロス削減に資する ビジネスモデル事業公募要項

1 事業趣旨

令和6年3月に策定した「第6次一般廃棄物処理基本計画」では、持続可能な循環型都市の実現に向け、プラスチック資源循環及び食品ロスの削減を重点施策に掲げています。

本事業では、「第6次一般廃棄物処理基本計画」（「食品ロス削減推進計画」を内包）及び「プラスチック削減指針」を踏まえ、プラスチック資源循環・食品ロス削減に資する仕組みやアイデアを持つ事業者を募集し、市民が実践・体験することで、ライフスタイルの転換へとつながる事業への支援を行います。

2 募集内容

循環型社会へ向けた、プラスチック資源循環・食品ロス削減に資する仕組みやアイデアによるモデル事業を行う事業者を募集します。

3 募集条件

（1）募集対象

以下の要件を満たすモデル事業を募集します。（ア、イはどちらかを満たすもの）

ア 使い捨てプラスチックの削減につながるリユース等の新たなビジネスモデルの実装や、使い捨てプラスチックの削減につながるライフスタイルや行動の転換及び定着を目指すもの（「名古屋市プラスチック削減指針」における、Action1 または Action2 を踏まえたもの）

イ 食品ロス削減につながるビジネスモデルを構築し、市民・事業者の食品ロス削減につながる行動変容及びその定着を目指すもの（「食品ロス削減推進計画」を踏まえたもの）

ウ モデル事業終了後も、継続して市民が実践・体験できるような内容であるもの
また、モデル事業の実施期間内に、1か月以上実施できるもの

エ 名古屋市内で実施するもの

（2）募集区分

ア 実証事業

使い捨てプラスチックまたは食品ロスの削減に資する事業を1件程度募集します。

イ 実装化支援

令和5年度実施事業者（容器のシェアリングサービス）を対象とします。

(3) 本市の支援内容

ア 負担金の支払い

実証事業については1件あたり250万円、実装化支援については1件あたり500万円を上限にモデル事業に係る経費の1/2を負担します。

イ 市のイベント等におけるPR

モデル事業について、市の行うイベントや配布物等においてPRを行います。

(4) その他

モデル事業の実施にあたっては、環境局資源循環部資源循環企画課または環境局資源循環部資源循環推進課と調整のうえ、実施していただきます。

4 応募資格等

(1) 応募資格

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者又は複数の事業者で構成されるその共同体（以下、「グループ」という。）とします。個人（個人事業主を除く）での応募は認めません。また、グループを結成して応募する場合は、応募者すべての構成員が要件を満たしているものとします。

ア 本事業の趣旨を理解し、関係法令等を遵守するもの。

イ 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下暴力団員という。）である者または同条例第2条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者または同法令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年経過しない者でないこと。

(2) 失格規定

次に掲げる事項にいずれかの構成員が該当すれば応募資格を失うものとします。実証候補者決定後に応募資格を満たさないことが判明した場合は、当該決定を取り消すものとします。

ア 虚偽の内容で申請した者

イ 応募書類の提出後、(1)に規定する応募資格の要件を満たさないことが認められた者

ウ 選考の公平性に影響を与える行為をした者

エ 募集要項に違反すると認められる者

オ その他不正な行為を行ったと認められる者

5 応募の手続き

(1) 質問の受付

ア 提出方法

メール (a2378@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp) で任意の様式でお問い合わせください。件名に「プラスチック資源循環・食品ロス削減のモデル事業」とご記入ください。

イ 受付期間

令和 6 年 5 月 28 日 (火曜日) まで

(2) 応募書類の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書 (様式 1)

(イ) 業務実施体制 (様式 2)

(ウ) 企画提案の詳細を記載した書類 (任意様式)

(事業に要する経費の内訳についても提案書内に記載すること)

(エ) 登記事項証明書 (発行から 3 か月以内) の写し及び定款の写し (いずれも代表者原本証明がされたもの)

(オ) 募集区分が実装化支援の区分で提案する場合には、昨年度の実施事業の概要報告書および実装化に該当する内容について説明した書類 (任意様式)

イ 提出方法

郵送、持参又はメール (a2378@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp) でご提出ください。(郵送又は持参の場合は 1 部ご提出ください。メールでご提出の際、データ容量が大きい場合や送信エラー等がある場合は別途ご連絡ください。また、件名に「プラスチック資源循環・食品ロス削減のモデル事業」とご記入ください。)

ウ 受付期間

令和 6 年 6 月 14 日 (金曜日) 17 時 00 分まで

6 提案された事業内容に関する審査等

(1) 審査方法

応募者から提案された事業の内容について、別添「選考基準」による項目ごとに総合的に審査を行います。

なお、必要に応じて、提案された事業の内容に関するヒアリング等を実施する場合があります。

(2) 提案された事業の採択・審査結果の通知

本市が選任する 3 名の「令和 6 年度プラスチック資源循環・食品ロス削減に資するビジネスモデル事業事業者評価委員」において、(1) による審査を行ったうえで提案された事業の採択を行います。

採択・非採択は、応募者全員に対して書面により個別に通知します。

採択数は、実証事業、実装化支援それぞれ 1 件程度を想定していますが、最終的には予算の範囲内で決定します。

7 基本協定の締結

事業実施候補者決定後、本市と事業候補者は速やかに事業に関する協定を締結します。協定の内容、手続き等につきましては、事業候補者に別途通知します。

8 報告書

(1) 報告書の提出

事業実施者は、令和 7 年 2 月 28 日（金曜日）までに実施した事業の実施結果を記載した報告書を令和 7 年 3 月 14 日（金曜日）までに本市へ提出することとします。

(2) 報告書の取扱い

報告書に係るすべての著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう)は、本市に帰属するものとします。

また、報告書は、次に掲げる情報が含まれる場合を除き、公表します。

ア 特定個人情報（保護条例第 2 条第 7 号に規定する特定個人情報をいう。）

イ 公にすることにより、特定の法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると認められるもの。

9 負担金の支払い等

(1) 負担金

令和 7 年 2 月 28 日（金曜日）までの本事業の実施に要する経費について、当該経費の 1/2、かつ、上限 250 万円または 500 万円の範囲内で負担します。

また、本市が負担する経費は別表に掲げるものに限りします。

なお、本市の負担範囲となる経費に 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数金額を切り捨てるものとします。

(2) 支払い等

ア 支払い時期

支払い時期は報告書提出後とします。

イ 支払い額の確定方法

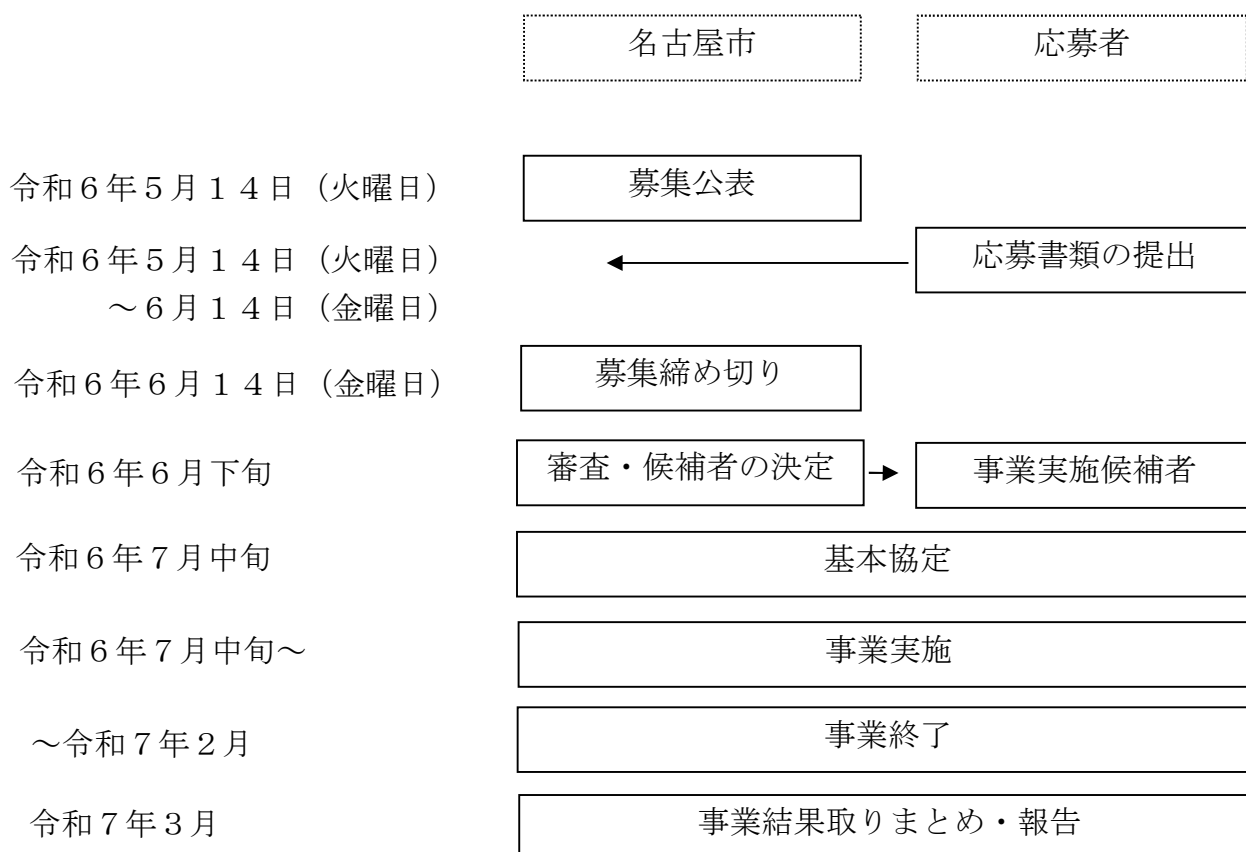
報告書、事業に要した費用を証する資料等に基づき支払い額を確定します。

このため、令和7年3月14日（金曜日）までに、本事業に要した経費の総額を示す書類および本市負担分に係る経費の支払いを証明できる書類（契約書（写し）、領収書（写し）等）を提出してください。

10 その他

応募に要する一切の経費は、応募者の負担とします。

11 全体のスケジュール



12 問い合わせ先

名古屋市環境局資源循環部資源循環企画課

所在地：〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（名古屋市役所本庁舎4階）

電話番号：052-972-2398

E-mail：a2378@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

別表（９（１）関係）

種別	使途内容
消耗品費	本事業の実施に必要な筆記用具その他の各種消耗品の購入に係る経費
通信運搬費	本事業の実施に必要と判断される郵便物の送付、物品の輸送、電子情報の送付等に必要な経費（郵便代、運送代、プロバイダー使用料、回線使用料など）
旅費	本事業の実施に必要な本市及び本事業に係る他の関与者との打合せ、業界団体の調整、官公署への申請等のための出張に係る旅費（支給対象者は本事業に従事する者、外部専門家等とする。）
広告料	新聞・雑誌の広告掲載料、電車・バス等の広告掲示料、スライド映写料、折込広告料等による広告料など
印刷製本費	本事業の実施に必要な各種資料作成に係る費用、チラシ、パンフレット等の製作（企画、デザイン等）に係る経費
賃借料	本事業の実施に必要な備品の賃借に係る経費
保険料	本事業の実施に伴い新たに加入する保険に係る経費
外注費	本事業の効果検証等調査費等
補助人件費	本事業の実施に必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他	その他本事業において特に必要と考えられる経費
ただし、次に掲げる経費については、本市が負担する事業費用の対象としない。 一 人件費（補助人件費を除く。）その他本事業の完了後においても必要となる経常経費 二 本事業の実施に必要と認められない経費 三 領収書等により支払いの事実が確認できないもの 四 本事業の実施期間外に使用した経費（原則として、協定する日より前及び令和７年３月１日以降に使用した経費） 五 既に国、地方公共団体等により別途、補助金、委託費等が支給されているもの又は支給が予定されているもの	